# **令和3年度　山口県健康福祉部連絡協議会議事録**

開催日時：令和3年8月6日（金）15：00 ～ 15：50

開催場所：山口県総合保健会館（山口市）

山口県健康福祉部

医療政策課　　　　主任　　　　岡本　直弥

医務保険課　　　　主任　　　　藤本　悟

健康増進課　　　　主任　　　　原田　理恵

**出席者数：20名**

出席者（理事）：三輪光良　大平知之　小池正紘　河村裕介　峯重正紀　齋藤茂治　　　　渡邊征二　礒部雅史　河野奈央子　伊藤尚一　德永昌久　岡功一朗　山野井健　池田　亮　髙辻誠一郎　内海英人　丹羽英彰　山本公志

（監事）: 小田真一郎　新町浩太郎

欠席者（理事）: 佐野裕一

　三輪会長の司会進行で、各理事の自己紹介から始まり、続いて山口県健康福祉部の方の自己紹介がおこなわれた。

**議題1　診療放射線技師の養成学校設置に関する情報提供のお願い**

三輪会長：数年前より議題にあげているが、診療放射線技師養成学校が県の管轄になったということで何か情報があれば提供いただきたいと思う。

原田主任：昨年と同様の回答となるが、現時点で診療放射線技師養成学校を設置したいという声を県の方では受けていない。そういう声があればいち早く会の方と情報共有させていただき、円滑に養成学校が設置されるよう動いていきたいと思うのでその時にはご協力いただきたい。

三輪会長：後ほどの話にもあるが、技師法の改正であるとか、統一講習会の話であるとか、技師の必須単位、科目数が年々増える傾向にある。その辺も踏まえ良質な技師を今後とも排出するようなものであれば賛成できるし、また意見を言わせていただくのでその時はよろしくお願いしたい。

* 診療放射線技師養成学校の設置について情報があった場合、県と情報共有の協力を確認した。

**議題２　病院立ち入り検査について**

三輪会長：昨年度は新型コロナウィルス感染拡大防止のため中止という案内があったが、今年度はどのようにされるか、まず伺いたい。

藤本主任：今年度の医療法第25条に基づく検査は書面により実施することとしている。詳細については後日保健所から連絡する予定としている。

三輪会長：例年では技師会から選出した者と一緒にチェック項目に関して検討をさせていただいていた。今年度も法改正があったため、チェック項目について検討の場を作っていただきたい。

藤本主任：例年は技師会から推薦いただいた方々と立ち入り検査前に打ち合わせをおこない、検査が終わった後にも実施結果の報告会をおこなっていたが、昨年はそれがおこなわれなかった。本年度も基本的には集まる予定はない。チェック項目の改善については、事前に放射線技師会にお見せしてご意見を聞いておきたい。

三輪会長：どれくらいまでにそれが完成していればよいのか。

藤本主任：7月末に国の立ち入り検査要項が示されたので、それを確認して現在検討している。秋頃にはチックリストを医療機関にお示ししたいため、9月中には話し合いができていなければならない。そのあたりのスケジュールはまたお話したい。

三輪会長：担当の者と話をするということでよいか。

藤本主任：そうだ。チェックリストをお示しして意見交換させていただきたい。

* 今年度の立ち入り検査も書面でおこなう。チェックリストについては、事前にお示しいただき意見交換させていただく。

**議題３　統一講習会の項目について**

三輪会長：立ち入り検査のチェックリストに統一講習会という項目を入れていただいていた。一定の効果もあり、また県内で開催する統一講習会も予定がなくなったのでこの項目を外していただきたい。

藤本主任：この件について、チェックリストを見直す方向で検討したい。

三輪会長：外す方向で検討ということでよいか。

藤本主任：そうだ。

* 立ち入り検査チェックリストの統一講習会の項目を外す方向で検討していただく。

**議題４　医療法施行規則の一部を改正する省令の施行等について**

三輪会長：2020年4月1日から施行されている医療法施行規則の一部改正だが既に各施設で運用が始まっている。医療放射線安全管理責任者の配置であるとか、指針の策定であるとか、各施設それぞれ厚労省が示されたものを手本に作っている。しかし、これで本当によいのかと皆感じている。指針の策定について、こういう所に気をつけてほしいという所などあれば教えていただきたい。

藤本主任：原則的には通知に従ってやっていただきたい。安全利用のための指針策定については、令和元年10月3日付　医政地発1003第5号「医療用放射線の安全利用のための指針策定に関するガイドライン」を参考にしていただきたい。研修については、研修の実施内容、具体的には開催日時、受講日時、出席者、研修事項等を記録されることとなっているので留意していただきたい。最後に記録の話だが、線量管理については学会のガイドラインに従ってやっていただきたい。ガイドラインで日付、方法、結果、実施者等を含む線量管理実施記録を作成していただければと思う。

三輪会長：研修の内容や人数は記録として残しやすい。指針の策定についてもガイドラインに従って各施設作成しているが、立ち入り検査の際に修正箇所の指摘をしていただけるのか。

藤本主任：できない。国からの要項上では、指針を策定しているかどうかが重要とされている。

三輪会長：各施設に応じて作成されると思うので、この施設ではこうしたらよいのではないかというアドバイスをいただければ、後々よいものができるのでないかと思っている。

藤本主任：基本的には施設の方でご検討いただき策定していただくことになると思う。

三輪会長：保健所立ち入り検査では内容まで確認することはないのか。

藤本主任：是非についてお伝えすることはないと思う。

三輪会長：あるかないかの確認だけとなるのか。

藤本主任：そうなると思う。

三輪会長：わかりました。

小池副会長：医療放射線安全管理に関するところで、放射線の線量管理という部分に関しては装置が限定されていると認識している。それがCTだったり血管造影であったりという所は明記されいているが、それ以外の検査の正当化であったり、検査の説明の部分は被ばく管理に該当する装置の検査だけなのかわからない。一般撮影のような比較的被ばくの少ない検査のようなものにも該当するのか、どちらとも読み取れるような通知文しかなく皆悩んでいる。今ミニマムな対応は被ばく管理に該当するCT、血管造影、いわゆる被ばくが多い検査に関するものの対応をしっかりしようと取り組んでいる施設が多い。解釈の仕方によっては放射線検査の全般という感じでとることもできるというところが県内の技師で議論になっているところなので、その辺りが立ち入り検査等で明確に示していただけると助かる。

藤本主任：平成31年3月12日付　「医療法施行規則の一部を改正する省令施行等について」の“4(1)線量管理について”で対象医療機器が明記されている。

小池副会長：対象医療機器は線量管理をおこなわなければならないというところは、共通認識である。この法改定により被ばく管理だけすればよいというわけではなく、その他対応しなければならない案件が追加である。例えば放射線検査をする場合、患者に必ずこの検査の正当化と最適化を示したデータを提示したうえで、検査の同意を取り検査をしましょうというような項目が含まれていたと思うが、この対応を全放射線の検査でおこなわないといけないのか、記載のある検査だけでよいのかっといったところが疑問となっている。

藤本主任：即答できないので国に確認したのち回答させていただく。

三輪会長：当院では、該当する装置のみおこなっているが、これが全検査となってくると現場はかなり混乱すると思っている。しかし、全検査おこなっていこうという施設もあることはある。立ち入り検査で、現段階でどこまでできていればOKですよみたいなところを示していただけるとうれしい。

小池副会長：当院の現状でいうと、指針の中に該当の装置は全て該当の装置だけとして、その他の装置は対象外としている。

三輪会長：指針でそういうことを明記するため、最初の指針のところが各施設で異なるところがある。

小池副会長：各団体から指針の例というのが出ていて、そういうのを合わせ加味して各々施設で状況にあったような指針を作るようになっている。なので指針自体が病院ごとに異なったものとなる。

藤本主任：国の指針ガイドラインはそこまで具体的ではないのは確かだ。

三輪会長：そういったところで混乱がある。

小池副会長：立ち入り検査の時、ご指摘いただき徐々に改善していけばよいと考えていたが、新型コロナの影響で1年延びて2年延びて宙ぶらりんの状態が続いてきてしまったので心配している。技師会の中でもどういったところをチェックするという打ち合わせの場があれば、すこし会員にも還元できるのではと考えている。そういったところで議題２のチェック項目の内容にもつながればよいなと思っている。

* 「医療法施行規則の一部を改正する省令施行等について」の“4(1)線量管理について”の対象医療機器について国に確認を取っていただき後日回答していただく。

**議題５　医療法施行規則の一部改正について**

三輪会長：令和3年4月1日から施行されている、眼の水晶体における等価線量に係る限度についての注意点があれば教えていただきたい。

藤本主任：本件については、令和2年4月1日付　医政発0401第8号「医療法施行規則の一部を改正する省令等の交付について」に要点が示されている。そのあと令和2年10月27日付　医政発1027第4号「眼の水晶体に受ける等価線量限度の改正に係る具体的事項等について」というのが出され、後日通知するとあったことが明確化されいるので、そちらを留意していただきたい。

三輪会長：厚労省から各施設にアンケートが来ていてが、このアンケートを見るとかなり厳しい内容となっていた。

藤本主任：国のアンケートというのは、厚労省から送られてきたものか。

三輪会長：原子力安全技術センターからで厚労省委託事業となっている。

藤本主任：そのアンケートの存在は把握していない。

小池副会長：電離則の案件になる。医療法ではなく労基関係になる。

藤本主任：医療法的側面でいえば、先ほど示した医政発1027第4号の「第１　眼の水晶体に受ける等価線量算定のための測定」に示されていて、眼の場合は個人防護具を使用している場合は防護メガネの内側に放射線測定器を装着し測定した結果を等価線量としてもよいとなっている。

小池副会長：そこの測るものが今までのガラスバッチではなく特殊な線量計となる。そこを測るには追加で支出し、全員にそれをおこなうためにはかなりの金額になってしまう。それが認められるという記載はあるが、そうでなければいけないかどうかというところが皆気になっている。

三輪会長：防護服の中で測るよりは、眼の傍で測る方がより正確にはなるが、被ばく量の多い人間と、そうではない人間と同じことをしなくてもよいのではないか。

藤本主任：国の通知からすれば中で測ってもよいとなっているが、そうしないといけないとはなっていない。

三輪会長：被ばくの多い業務の人は、やってもよいということか。

藤本主任：被ばく線量に余裕があるのであれば、内側で測らなくてもよいのかもしれない。

三輪会長：ガラスバッチのことだけではなく、ガラスバッチを持つと検診項目も変わってきて、コスト的にも変わってくる。

藤本主任：そこはどちらかというと電離則の労働基準法の話になってくるのでお答えできない。

三輪会長：法律の改正というのが2年連続であり疑問点が出てきたのでこういう話になった。また何か新たな資料が厚労省からくれば、また情報の共有をさせていただきたいと思うのでよろしくお願いします。

* 眼の水晶体における等価線量に係る限度についての新たな情報が出た場合、情報共有のお願いをした。

**議題５　告示研修の広報について**

三輪会長：技師法改正に伴っての研修会がおこなわれる。統一講習会に関しては、必須単位が増えたということで単位の補習を受講してくださいということだった。今回は技師法改正ということになるので、厚労省的には免許を持っている全員に受けてくれという話になっている。技師会としては、会員向けには周知ができるが、若干名いる非会員に周知ができない。大きい施設で複数技師がいる中での非会員には、会員が声をかけることが可能であるが、小さいクリニックとか一人施設で非会員という場合には周知できない。今年度はおこなわれないが、今後立ち入り検査などでこういった告示研修があるので受けてくださいという広報の協力をしていただければと思う。

藤本主任：これについては、国から通知が出て令和3年4月9日付　医政発0709第7号という文だが、研修がありますという通知が出ているので、健康増進課から県医師会と県病院協会を通じて各医療機関に周知をお願いした。それで各医療機関へは周知されていると考えている。

三輪会長：それはクリニックを含めすべての医療機関にということか。

藤本主任：医師会と病院協会を通じて周知されている。

原田主任：医師会、病院協会に入られているクリニックには伝わっているが、医師会、病院協会に入られていないクリニックには伝わらない。医師会、病院協会に入られていないクリニックも稀にあるが、そこには診療放射線技師はいないのではないかと考えている。

三輪会長：クリニックの立ち入り検査は5年に1度とかになると思うので、そういった際に告示研修について周知していただけると助かる。技師法改正で受けなければいけないということを是非伝えてほしい。我々も当然色々な手法で県内に周知するつもりではあるが、手の届かないところもある。我々が言っても受けない人もいるかもしれないが、技師会と県の両方から声がかかればより受けていただけるのではないかと考えている。

藤本主任：本年度は立ち入りではなく書面になってしまった。また、来年度以降どういった形になるかまだわからない。

三輪会長：告示研修の実技講習についても、県内でまだ今年度開催できるかわからない。講習会は、まず基礎講習があり、これは日本診療放射線技師会のホームページからWebで視聴できるようになっている。これを受講した者が実技講習というのをおこなう。この実技講習を山口県で開催する。それの日程がまだ決まっていない。とりあえず技師法改正があり、そういったのを受けなければいけないという部分を周知しているところである。今後実技講習の日程が具体的に決まれば、当会のホームページ等でPRする予定である。とにかく県内の診療放射線技師が全て受講するよう協力していただきたいと思っている。

* 告示研修の広報についての協力をお願いした。

**その他**

三輪会長：各がん部会の担当から昨年度の活動報告と今年度の予定を報告させていただく。

礒部胃がん担当理事：一昨年度は対面形式で講習を年4回に分けておこなった。4回は午前を1回、午後を1回として2日に分けて講師の先生を呼んで講習会をしていた。昨年度は新型コロナウィルスの影響で出だしが遅れWebでの開催ということにしたが1回しかできなかった。結局、昨年度は予定の予算を使い切ることができなかった。今年度は2時間から2時間半位の講習をWeb開催で4回予定している。1回目は6月19日に開催し岩手県の講師に参加していただき、フレッシャーズセミナーという形の講習会をさせていただいた。Web講習会にしたことで、いままで参加できなかった方も参加しやすくなったようで、例年30名程度の参加だったが今回は50名程度の参加があった。次回は8月23日に第2回を予定していて、そのあとは10月、1月を予定している。

河野乳がん部会担当理事：乳がん部会講習会を令和3年3月14日におこなった。参加者は61名だった。14時から16時半のWebセミナーでおこなった。内容はトモシンセシスの基礎的な原理から実際の運用、品質管理についてキャノンメディカルの方に説明いただいた。特別講演では「読影の基礎」として糸島医師会病院の先生に講演いただいた。本年度も3月におこなう予定としている。

三輪会長：肺がん部会は私から報告させていただく。肺がん部会は特に講習会をおこなっていないが、新人向けに毎年フレッシャーズの科目の一つとして、肺の解剖だとか画像の見方をおこなっている。レントゲン撮影は胸部撮影がかなりのウェートを占めているので、診療放射線技師の新人向けに、特に基本を教えるようにしている。今年度のフレッシャーズセミナーは14名で、参加型の形式でおこなった。

三輪会長：各部会、コロナ禍の中で工夫しながらおこなっている。昨年度はかなり苦労した。今年度は全てWebで開催するという方針にした。Web開催にすることにより、今まで参加できない方もかなり参加できたり、自分のパソコンで画像などを間近で見れたり、色々なメリットもあった。当会としては常に全国標準以上の検査がどの施設でもできるように努めていく方針でやっている。また県の方も受診率アップの方針を立てているが、受診率アップの中で質の高い検査がおこなえるよう我々はやっていこうと考えているので、またご指導よろしくお願いいたします。

* 胃がん部会、乳がん部会、肺がん部会の昨年度活動報告と今年度の予定を報告した。

（一社）山口県診療放射線技師会　令和元年度連絡協議会

代表議事録作成人　　　山本公志

代表議事録署名人　　大平　知之

代表議事録署名人　　峯重　正紀